

告 示

埼玉県告示第八百八十二号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量及び現況測量）

三 作業地域

幸手市大字上高野

四 作業期間

平成二十七年八月三日から平成二十八年三月二十二日まで